

指定障害児通所支援事業所の管理者 様

盛岡市長 内 舘 茂

障害児通所支援事業所における自己評価結果報告書（令和6年度実施分）の届出について（通知）

本市障がい福祉行政の推進に対しては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の規定により、おおむね1年に1回以上、自己評価結果等を公表することが義務付けられています。

つきましては、下記のとおり自己評価を実施し、その結果の公表及び改善を行い、自己評価結果については、令和7年3月31日（月）までに届出をお願いします。

なお、自己評価結果等の公表の未実施及び指定権者への届出がなされていない場合は、報酬告示の規定に基づき「未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、利用児全員について減算（所定単位数の100分の85）」が適用されることに御留意願います。

記

1 対象事業所

盛岡市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業所

2 市への届出

(1) 届出書類

ア （様式1）自己評価結果報告書（事業所単位で1枚提出）

イ （別紙3）**公表** 事業所による自己評価総括表

ウ （別紙4）**公表** 保護者からの事業所評価の集計結果

エ （別紙5）**公表** 事業所における自己評価結果

オ （別紙6）**公表** 訪問先施設からの事業所評価の集計結果（保育所等訪問支援のみ対象）

※ イ～オについて、多機能型事業所の場合、サービスごとの公表及び届出が必要です。

ただし、1年以上の期間にわたりサービス提供が無い場合については、当該サービスについては提出不要としますので、サービス提供が無い旨を別途お知らせ願います。

(2) 届出期限 **令和7年3月31日（月）** **※必着**

(3) 提出方法 **郵送又は持参**

(4) 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係

3 自己評価の実施方法について（国のガイドラインに沿った実施方法）

次の(1) から(5) までの手順で、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業に関する自己評価を行い、その結果を公表すること。

(1) 職員の自己評価

事業所の全職員に対し、「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」を配布し、自己評価を行う。

(2) 保護者等の評価

保護者等に対し、「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」を配布し、アンケート調査を実施する。

(3) 訪問先施設の評価 (保育所等訪問支援のみ対象)

訪問先施設に対し、「(別紙3) 訪問先施設向け評価実施シート」を配布し、アンケート調査を実施する。

(4) 事業所の全体評価

回収した評価表を集計し、項目ごとに課題や工夫点等を職員会議等の場で協議する。なお、協議の結果は書面に記録し、職員間で共有すること。

(5) 評価結果の公表

公表用の様式を作成し、事業所または法人のホームページに掲載して公表する。

なお、インターネットでの公表が困難な場合については、紙媒体を事業所の見やすい場所に掲示の上、利用児の保護者へ配布する方法によることもできるものとする。その場合には、実際に事業所でどのように公表されているか分かるような写真を併せて提出すること。(※例年、リンク先のURLが誤っていたり、公表データが閲覧できないことがあるため、注意願います。)

(6) 改善の実施

公表した改善目標・内容に沿った速やかな取組を行い、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

4 評価に当たっての留意事項

- ・ 児童発達ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの内容を十分確認すること。
- ・ 保護者等に評価を依頼する際には、国ガイドラインの内容を保護者等によく説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることを御理解いただくこと。
- ・ 公表にあたっては、単にアンケートの集計を行うのみではなく、ご意見を踏まえた事業所としての対応や改善内容、改善目標等を加えることが望ましい。

(担当) 盛岡市保健福祉部 障がい福祉課

事業所係 齊藤

電話 : 019-613-8296 (内線2536・2535)

メール : shogai@city.morioka.iwate.jp